

様式 2

第 号

県の回答（対応状況等）

令和 7 年 4 月 15 日

（ご意見標題）おきなわ工芸の杜について

（担当課）①土木建築部南部土木事務所、②商工労働部ものづくり振興課

（ご意見要約）

①道路標識について

「おきなわ工芸の杜」の道路標識について、設置の必要性があると思うが、設置されていないのはなぜか。

②展示品について

「おきなわ工芸の杜」を謳うのであれば、有料でも他府県の「民藝館」などを圧倒する工芸品を展示するべき。しかもある日は工芸とは全く異なるイベントが実施されており、展示品すら満足に見られない状態で何のために誘客するのか目的を見失っている。沖縄空手会館のように展示室を有料にして圧倒的な展示品を期待する。

（回 答）

①道路標識について（南部土木事務所）

現在、関係者と設置に向けた調整を進めているところです。引き続き、設置に向けて取り組んでまいります

②展示品について（ものづくり振興課）

おきなわ工芸の杜に対するご意見ありがとうございます。

おきなわ工芸の杜は、工芸産業の振興の拠点として、①工芸品に関する情報発信、②作り手の支援、③作り手と使い手の交流の場という 3 つの役割があります。

展示品については、原材料や製作過程を含めて県内の工芸品を「見て触れて学べる」ことを目的に選定しており、来館者の皆様が気軽に沖縄の工芸品に触れていただきながら、工芸産地への誘導や購入の動機付けになるよう努めております。

そのため、展示品は、歴史的価値のある工芸品や美術品ではなく、現在、製造・販売している工芸製品を中心に選定しており、年 3 回ほど展示品の入れ替えを行って情報発信しているところです。

また、工芸の杜では、製作のための道具や製作工程の実物による展示、デジタルサイネージやタブレットによる工芸産地等の紹介だけでなく、工芸の杜にある貸し工房での製作風景の見学や工芸の製作体験ができ、作り手と使い手の交流を通して沖縄の工芸の魅力を発信しております。

なお、当施設は公の施設であることから、工芸関係のイベントを含め多様な催事に活用されますが、展示室が貸し出されている場合でも、工芸品等は場所を移動させて展示し、来館者に見学していただけるよう努めております。

ご意見を参考に、今後とも県内工芸産業の振興の場として、展示品の拡充等を図りながら、沖縄の工芸の魅力発信に取り組んでまいります。